

令和 7 年設楽町告示第 1 4 号

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定による認可された地縁による団体の変更は、次のとおりである。

令和 7 年 4 月 8 日

設楽町長 土 屋 浩

- 1 認可地縁団体「清崎区」の事務所所在地
変更前 設楽町清崎字坊口 2 7
変更後 設楽町清崎字箱上 1 8 - 5
- 2 認可地縁団体「清崎区」の代表者の住所及び氏名
変更前 設楽町清崎字坊口 2 7 後藤 誠一
変更後 設楽町清崎字箱上 1 8 - 5 松井 利文
- 3 変更の年月日
令和 7 年 4 月 7 日
- 4 変更の理由
役職者の改選による